

【案】令和9年度要望調査の補助事業概要（令和7年度の交付要綱別表を一部加工したもの）

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象となる医療機関	4 補助対象経費	5 基準額	6 補助率
協定締結医療機関施設整備事業	県と医療措置協定（感染症法第36条の3）を締結する病院、診療所の開設者	病床確保（感染症法第36条の2第1項第1号）に係る医療措置協定を締結する病院、診療所	ア 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む） イ 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーティションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費 ウ 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な个人防护具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	ア 病室の感染対策に係る整備 1室当たり 38,109,00029,420,000円 イ 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積1平方メートル当たり基準単価 558,000484,000円 ウ 个人防护具保管施設の整備 対象面積1平方メートル当たり基準単価 558,000484,000円	ア 3分の2 イ・ウ 10分の10
		発熱外来（感染症法第36条の2第1項第2号）に係る医療措置協定を締結する病院、診療所	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な个人防护具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	个人防护具保管施設の整備 対象面積1平方メートル当たり基準単価 558,000 484,000円	10分の10
	県と医療措置協定（感染症法第36条の3）を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者	自宅療養者等への医療の提供（感染症法第36条の2第1項第3号）に係る医療措置協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な个人防护具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	个人防护具保管施設の整備 対象面積1平方メートル当たり基準単価 558,000 484,000円	10分の10

協定締結医療機関設備整備事業	県と医療措置協定（感染症法第36条の3）を締結する病院、診療所の開設者	病床確保（感染症法第36条の2第1項第1号）に係る医療措置協定を締結する病院、診療所 <u>ただし、次のいずれかに該当する病院、診療所に限る。</u> <u>ア 令和7年度又は8年度に本補助金（設備整備事業）の交付実績がないこと</u> <u>イ 医療措置協定を変更し、既存の医療措置内容を拡充（※3）すること</u>	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な次の設備の購入費 ア 簡易陰圧装置 イ 検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置） ウ 簡易ベッド	ア 簡易陰圧装置 1 病床当たり4,320,000円 イ 検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置） 1 台当たり9,350,000円 ウ 簡易ベッド 1 台当たり51,400円	10分の10
	県と医療措置協定（感染症法第36条の3）を締結する病院、診療所の開設者	発熱外来（感染症法第36条の2第1項第2号）に係る医療措置協定を締結する病院、診療所 <u>ただし、次のいずれかに該当する病院、診療所に限る。</u> <u>ア 令和7年度又は8年度に本補助金（設備整備事業）の交付実績がないこと</u> <u>イ 医療措置協定を変更し、既存の医療措置内容を拡充（※3）すること</u>	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な次の設備の購入費 ア 検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置） イ 簡易ベッド ウ HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	ア 検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置） 1 台当たり9,350,000円 イ 簡易ベッド 1 台当たり51,400円 ウ HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1 施設あたり905,000円	10分の10

※1 上表の感染症法の条項は令和8年6月24日施行のもの。

※2 上表第3欄の「医療措置協定を締結する」には、県に「確認書兼同意書」を提出済等、既に協定締結することが決まっている場合を含む。

※3 上表第3欄の「既存の医療措置内容を拡充」とは、具体的に次の内容とする。

a 病床確保又は発熱外来の流行初期期間の対応の追加・拡充

b 医療措置内容に從來含まれていなかった病床確保又は発熱外来の追加

c 医療措置内容に從來含まれていなかった検査（核酸検出検査）実施の追加